

教職員給与支給等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要及び基本事項

- (1) 業務名
教職員給与支給等業務
- (2) 業務内容
教職員給与支給等業務委託に関する仕様書（別紙1）（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
※ 契約締結日から令和7年9月30日までは、本業務開始時に円滑に移行できるよう現受託者から引継を受ける期間とする。
- (4) 委託金額の上限
677,094千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 委託業務の費用の負担区分
仕様書のとおり

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者。
なお、競争入札有資格者名簿に登録されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなします。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- (5) 個人情報の取扱について適切な保護措置を講じており、ISMS／ISO27001又はプライバシーマークを取得し、現在も保持していること。
- (6) 過去5年（令和2年度から令和6年度）の間に国又は地方公共団体から給与支給等の業務（対象職員が7千人以上に限る）を1年以上元請として受託し、適切に業務を実施した実績を有すること。
- (7) 委託業務履行場所まで1時間30分以内に事業所本店又は支店、営業所を有していること。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (9) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 直近の決算資料において、債務超過に至っていないこと。

3 参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出することとする。

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1）
- (イ) I SMS / I SO 2 7 0 0 1 又はプライバシーマーク取得を証明できる書類
- (ウ) 給与支給等業務実績申告書（様式2）
- (エ) 会社概要が分かる書類（パンフレット等）
- (オ) 財務帳票の写し（直近2ヵ年の決算状況が分かる）
- (カ) 以下の証明書（2 参加資格 (1)文中なお書きに該当する者に限る。）
 - a 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）
 - b 所得税又は法人税及び消費税の納税証明書（法人の場合は「納税証明書その3の3」、個人の場合は「納税証明書その3の2」）
 - c 京都市の市民税及び固定資産税（京都市内に事業所等が所在する場合もしくは、固定資産を所有する場合のみ）の納税証明書
なお、課税されていない個人の場合は所得証明書（令和6年度）
 - d 水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合のみ）
 - e 京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項6号に関する誓約書（様式3）

イ 提出部数

上記アの提出書類 各2部（(カ)については各1部）

ウ 提出場所

「11 問合せ先及び提出先」参照

エ 提出期限

令和7年6月6日（金）午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

(2) 参加資格の確認

提出された参加表明書等により参加資格の有無を確認することとする。その結果、参加資格の要件を満たしていないと認められた者、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び参加表明書等に虚偽の内容が記載されている場合は、本件プロポーザルに参加することはできないものとし、電話及び電子メールによりその旨を通知する。

また、参加資格がある者（以下「参加者」という。）には、説明会への出席について、電話及び電子メールにより通知する。

4 説明会の開催

「3 参加手続」に記載する参加表明書及び関係書類を提出した者のうち、参加者を対象に説明会を開催する。なお、説明会への参加人数は、1社につき3名までとする。

(1) 日時

令和7年6月16日（月）午後2時～午後3時

(2) 場所

京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3

大同生命ビル9階（京都市教育委員会事務局の会議室）

5 質問及び回答

(1) 質問者の資格

質問の提出は、参加者に限ることとする。

(2) 質問方法

質問は、「問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルの質問」と件名を記入し電子メールで提出することとする。電話での質問は不可とする。

(3) 提出期間

令和7年6月16日（月）午後3時～令和7年6月17日（火）午後5時

(3) 回答

令和7年6月23日（月）までに、参加者全員に対して回答を電子メールで送信する。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、教職員給与支給等業務委託に係るプロポーザル企画提案書等作成要

領（別紙2）に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参により提出することとする。

(1) 提出場所

「1.1 問合せ先及び提出先」参照

(2) 提出資料

ア 企画提案書

イ 見積書及び経費内訳書（5箇年度分）

(3) 提出部数

企画提案書は1部（押印不要）

見積書及び経費内訳書（5箇年度分）は1部（押印必要）

(4) 提出期限

令和7年6月27日（金）午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

(5) 失格となる企画提案書等

企画提案書等が次に掲げる場合に該当するときは、失格となる。その場合は選定の対象外とし、電子メール及び書面によりその旨を通知する。

ア 「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限額を超えている場合

7 選定方法

(1) 選定方法

選定は受託候補者選定会議で行うこととする。

選定の対象は、企画提案書等の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定にあたっては、企画提案書等の提出書類及び提案者によるプレゼンテーションに基づき、提案者の業務実施能力を審査して最も優れた提案があった者を受託候補者に決定します。

審査にあたっては、審査に参加した各評価者が、（別紙3）「教職員給与支給等業務委託提案に係る選定基準」の評価基準に沿って採点し合計した数値をその者の得点とし、得点が最も高い者を選定者とする。また得点が2番目の者を次点者として選定する。提案者が1者のみの場合もプロポーザルは成立する。ただし、得点が満点の6割に満たない場合には、選定者として選定しない。

(2) 提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 実施日

令和7年7月7日（月）

イ 場所

京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3

（日時、場所等詳細については提案者に別途通知する。）

ウ 内容

説明時間は20分以内とし、質疑応答時間は10分程度とする（プロジェクター等は使用しない）。

また、当日の追加資料の配布は認めません。

なお、原則として、プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった提案者又は指定の時間に30分以上遅刻した提案者は選定の対象外とする。

(3) 評価項目及び基準

教職員給与支給等業務委託提案に係る選定基準（別紙3）参照

(4) 選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページにより選定の結果、参加した提案者及び選定の理由を公開する。

8 委託契約

(1) 契約手続等

選定者と協議のうえ、契約を締結する。

なお、受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とする。

(2) プロポーザル参加者間における下請負等の禁止

選定者に対し、プロポーザルに参加していた競争相手（参加表明書提出後に参加を辞退した者を含む。以下「非選定者」という。）が、契約の履行に必要な物件又は役務を供給することを禁止する。

ただし、選定者が、非選定者以外の者を経由して非選定者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非選定者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得たときを除く。

(3) 再委託の禁止

本委託業務の履行を第三者に委託することを禁止する。ただし、あらかじめ文書による本市の承諾を得たときを除く。

9 留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限る。
- (3) 提出期限内に企画提案書等の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。
- (4) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は不可とする。
- (5) 提出書類の返却は行わない。提出書類は、本選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 選定者は業務委託の開始時まで、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了することとする。
- (7) 本市は、翌年度以降において委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除できることとする。
- (8) (7)により本市が契約を解除した場合において、受託者は、本市が翌年度以降に支払を予定していた委託料を請求できないこととする。
- (9) 受託者は、(7)により本市が契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求できないこととする。

10 スケジュール

日 時	内 容
令和7年5月26日	公募開始
令和7年6月6日（午後5時まで）	参加表明書受付締切
令和7年6月16日（午後2時から）	説明会開催
令和7年6月17日（午後5時まで）	質問受付締切（6月23日までに回答）
令和7年6月27日（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和7年7月7日	提案者によるプレゼンテーション
令和7年7月中旬	選定者決定
令和7年7月中旬～下旬	契約締結

11 問合せ先及び提出先

〒604-8437

京都市中京区西ノ京東中合町1

京都市教育委員会事務局総務部学校事務支援室

電話：075-841-3686

FAX：075-803-2451

メール：jcenter@edu.city.kyoto.jp

※様式1から3まで、別紙1から3までの各種の提出書類及び資料は、京都市情報館のホームページからダウンロード可